

窓空宛名

〇〇市長  
〇〇 〇〇

印

〈お問い合わせ先〉 〒000-0000  
〇〇市〇〇町1丁目2番3号  
国保課  
電話 000-000-0000

## 交付要求通知書

あなたの財産について、下記のとおり強制換価手続が行われたことから、下記の滞納徴収金及び滞納処分費を徴収するため、下記財産について、国税徴収法第82条第1項の規定により、交付要求しました。同条第2項の規定により通知します。

滞納者	住所（所在）		被保険者番号				未納額 (円)	督促料 (円)	延滞金 (円)	備考
	氏名（名称）		期月	納期限	法定納期限等					
滞 納 金 額	賦課 対象	通知書番号 科目	別紙滞納明細書のとおり							
		滞納処分費 (円)	合計	(円)						
			総合計	(円)						

交付要求に係る財産又は事件名（名称・数量・性質及び所在）

執行事件番号		差押年月日	
執行機関名		交付要求年月日	

※ あなたがこの処分について不服があるときは、市長に対してこの通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内と、地方税法第19条の4に規定する期限とのうちいずれか早いほうの期限までに審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
- ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。